

「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」について

令和 3 年 1 月
財 務 省

1. 法律案の趣旨

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和 3 年度から令和 7 年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものである。

2. 法律案に盛り込まれた措置の概要

財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和 3 年度から令和 7 年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

3. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案について

- 特例公債（赤字国債）の発行根拠が今年度末で期限到来。本通常国会に法案を提出。

1. これまでの経緯

- 平成24年、三党の合意と議員修正により、初めて複数年度（平成24～平成27年度の4年間）の発行根拠を規定。
- 平成28年、政府法案により、5年間延長（平成28～令和2年度（平成32年度））。

第3条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成28年度から平成32年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
2～4 略

第4条 政府は、前条第1項の規定により公債を発行する場合には、平成32年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

2. 今回の法案の内容

- 引き続き特例公債の発行は避けられず、更に5年間（令和3～令和7年度）の延長を求める。

第3条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和3年度から令和7年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
2～4 略

第4条 政府は、前条第1項の規定により公債を発行する場合には、同項に定める期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

※なお、第4条は、「PB黒字化」に限定した言及に代えて、「財政の健全化」に向けて改革を続ける旨の規定とする。
(財政健全化目標は、骨太2017以降、「PB黒字化（フロー）と債務残高比率引下げ（ストック）を同時に達成する」とされている。)